写

８板総総第６８８号の４

東京都板橋区特別職報酬等審議会

東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第２条の規定に基づき、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について、貴審議会の御意見を賜りたく、下記内容について諮問いたします。

令和８年１１月１９日

東京都板橋区長　　坂本　　健
（公印省略）

記

１　区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について

２　区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について